

第 5 8 号議案

町の区域の設定並びに町の区域及び
名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を別紙調書のとおり変更する。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀岡市長 栗山正隆

別 紙

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地 番	付 記
篠町篠合戦野	4	
〃	4 の 1	
〃	4 の 2	
〃	5	
〃	6 の 1	
〃	7	
〃	9 の 乙	
〃	2 4 の 1	
〃	2 4 の 2	
〃	2 4 の 乙	
〃	2 4 の 丙	
〃	2 5 の 1	
〃	2 5 の 2	
〃	2 9 の 4	
〃	2 9 の 5	
〃	3 0	
〃	3 0 の 1	
〃	3 0 の 2	
〃	3 1	
〃	3 2 の 1	
〃	3 2 の 3	
〃	3 2 の 4	
〃	3 2 の 5	
〃	3 2 の 乙	
〃	3 2 の 丙	
〃	4 3 の 1 0	
篠町篠牧田	1 の 1	

町	地 番	付 記
篠町篠牧田	2	
〃	3	
〃	4	
〃	4 の 乙	
〃	5 の 1	
〃	5 の 2	
〃	6 の 1	
〃	6 の 2	
〃	7	
〃	8	
〃	9	
〃	1 0	
〃	1 1	
〃	1 2	
〃	1 4	
〃	1 5	
〃	1 6	
〃	1 7	
〃	1 8	
〃	1 9	
〃	2 0	
〃	2 1 の 1	
〃	2 1 の 2	
〃	2 2 の 1	
〃	2 2 の 2	
〃	2 3	
〃	2 4	
〃	2 5	
〃	2 6	
〃	2 7	
〃	2 8	

町	地 番	付 記
篠町篠牧田	2 9	
〃	3 0 の 1	
〃	3 0 の 2	
〃	3 1	
〃	3 2	
〃	3 3	
〃	3 4 の 1	
〃	3 5 の 1	
〃	3 6 の 1	
〃	3 6 の 2	
〃	3 8 の 2	
〃	3 8 の 4	
〃	5 5 の 3	
〃	5 7 の 1	
〃	5 8	
〃	5 9 の 1	
〃	5 9 の 2	
〃	6 0 の 1	
〃	6 0 の 2	
〃	6 1	
〃	6 2 の 1	
〃	6 2 の 2	
〃	6 2 の 3	
〃	6 3 の 1	
〃	6 3 の 2	
〃	6 4 の 1	
〃	6 4 の 2	
〃	6 5	
〃	6 6	
〃	6 7	
〃	6 8 の 1	

町	地 番	付 記
篠町篠牧田	6 8 の 2	
〃	6 9 の 1	
〃	6 9 の 2	
〃	7 0	
〃	7 1 の 1	
〃	7 2 の 1	
〃	7 4	
〃	7 5	
〃	7 6 の 1	
〃	7 6 の 2	
〃	7 7 の 1	
〃	7 8 の 1	
〃	7 8 の 2	
〃	7 9	
篠町篠松ヶ池	1 の 1 0	
〃	2 の 5	一 部
〃	1 0 の 1	〃
〃	1 1 の 1	〃
〃	1 1 の 2	
篠町篠芦原	5 5 の 4	
〃	5 5 の 6	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路の一部をもって篠町夕日ヶ丘三丁目を設定する。

町	地 番	付 記
篠町篠松ヶ池	2 の 5	一 部
〃	9 の 3	
〃	1 0 の 1	一 部
〃	1 1 の 1	〃

上記の土地及びその土地に介在する水路を篠町夕日ヶ丘一丁目に変更する。

備考 地番は、平成25年1月22日現在のものである。

町の区域の設定並びに町の区域及び
名称の変更について

土地区画整理事業の施行に伴い、篠町夕日ヶ丘三丁目を設定し、
並びに篠町の一部の区域及び名称を変更すること。